

平成24年11月22日

企画競争に関する公募

1. 企画競争に付する事項

(1) 件名

理学研究科学生の海外研究機関派遣に係る研修実施請負業務

(2) 事業の内容等

別紙「公募要領」及び「仕様書」のとおり

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国立大学法人静岡大学契約規則（以下「契約規則」という。）第4条の規程に該当しない者であること。

(2) 契約規則第5条の規程に該当しない者であること。

(3) 国立大学法人静岡大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人静岡大学の競争参加資格のいずれかにおいて、平成24年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格申請については本学ホームページを参照すること。

（URL：http://www.shizuoka.ac.jp/info_mag/competitive_01.pdf）

(5) その他、事業実施に真に必要な資格要件等

3. 企画提案申請書等の提出期限等

提出期限：平成24年12月14日（金）17：00

提出先：下記「本件担当、連絡先」に示す場所

提出方法：持参、郵送に限る。

郵送の場合は、簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る。

4. 事業規模（予算）及び採択件数

別紙「仕様書」のとおり

5. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会にて行う。

6. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

「本件担当、連絡先」

住所：〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷 836

担当：静岡大学財務施設部契約課契約第二係

電話：054-238-4433 FAX：054-238-5495

公募要領

1. 件名

理学研究科学生の海外研究機関派遣に係る研修実施請負業務

2. 事業の趣旨・内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則（以下「契約規則」という。）第4条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条の規定に該当しない。

- (2) 契約規則第5条の規定に該当しない者であること。
(3) 国立大学法人静岡大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人静岡大学の競争参加資格のいずれかにおいて、平成24年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格申請については、本学ホームページを参照すること。

(URL：http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/chotatsu/pdf/competitive_01.pdf)

- (5) その他、公募要領等に掲げる資格による。

4. 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出期限：平成24年12月14日（金）17時必着

提出先：静岡県静岡市駿河区大谷836

国立大学法人静岡大学財務施設部契約課契約第二係

提出方法：持参又は郵送すること。

○持参 受付時間：平日8時30分～17時15分

（ただし、12時30分～13時30分を除く）

○郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る

- (2) 企画提案書等の作成方法

①企画提案書の用紙サイズはA4で20枚程度までとする。ただし、図表等については必要に応じてA3サイズの折り込みも可とする。

②企画提案書、見積書を提出する際には、組織の代表名及び印で、本件に対する応募の意志を明確に示す書面を提出すること。

③企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

④提出書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出部数

- | | |
|---|-------------|
| ①企画提案申請書（別紙様式） | 1部 |
| ②企画提案書
製本等せず、脱着可能なクリップ等でまとめること。 | 7部（正1部、複6部） |
| ③経費見積書
税込の総額を必ず表示すること | 7部（正1部、複6部） |
| ④企画提案書、会社案内等及び見積書の電子ファイル
CD又はDVDに限る
企画提案書及び会社案内等はPDF
見積書の拡張子は「.xls」または「.csv」 | 1部 |
| ⑤企画競争参加者の概要（要覧・会社案内等） | 7部（正1部、複6部） |
| ⑥類似の契約実績 | 7部（正1部、複6部） |
| ⑦資格審査結果通知書の写し | 1部 |
| ⑧法令の定めによる許認可等に基づいて営業を行う
必要がある場合にあつては、その許可証の写し | 7部（正1部、複6部） |
| ⑨その他、仕様書等で指定する書類 | 指定部数 |

(4) その他

- ①提案する企画は1点とする
- ②提出書類等は返却しない。
- ③申請書類は、選定のための審査の目的以外には使用しない。

5. 事業規模（予算）及び採択件数

別紙「仕様書」のとおり

6. 選定方法等

(1) 審査方法

選定委員会において企画提案者に対する書類選考を実施する。

※選考に当たっては、必要に応じて企画提案書等の詳細に関する追加資料の提出を求める場合もある。

(2) 審査基準

審査は選定委員会において、各選定委員が審査項目に従い評価を行い、得点値がもっとも高い提案者を選定する。

審査項目は次のとおり。

- | | |
|----------------------|-----|
| ①研修内容 | 70点 |
| ②実施体制（現地サポート体制、研修実績） | 20点 |
| ③旅行日程の妥当性 | 10点 |

(3) 選定結果

選定終了後、すべての提案者に選定結果を連絡する。

(4) 無効となる企画提案書

- ①公募資格に該当しない者の企画提案書
- ②書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③期限までに提出されなかった企画提案書
- ④仕様書等で要求した性能等の要求要件を満たしていない企画提案書

7. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

8. その他

- ①提出書類の作成・提出等、企画競争参加に係る一切の費用は、審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- ②仕様書等で要求した性能等の要求要件を満たしていることが明確でないと選定委員が判断したものについては、無効となる場合があるので注意すること。
- ③本件に関するその他必要事項については、仕様書等による。

仕 様 書

1. 件名 理学研究科学生の海外研究機関派遣に係る研修実施請負業務

2. 趣旨

理学部研究科の学生を世界最先端の研究機関に派遣し、トップクラスの研究者や技術者との交流を通じて、学生の学業及び研究のモチベーションを高揚し、併せて派遣機関との国際交流に寄与することを目的とする。

3. 実施時期

平成25年3月5日（火）～平成25年3月11日（月）

4. 研修先

マサチューセッツ工科大学及びハーバード大学
(米国マサチューセッツ州ケンブリッジ市)

5. 参加人員

学生 5名

引率教員 1名

6. 研修内容

1) マサチューセッツ工科大学及びハーバード大学における研修

- ・ 現地大学スタッフによるプレゼンテーション
- ・ 現地大学スタッフの案内による施設見学（附属図書館を含む）
- ・ 大学授業聴講（理工系学部授業）
- ・ 理工系教員による本研修生向けの特別講義
- ・ 研究室訪問
- ・ 現地学生との交流

2) 博物館見学

- ・ 自然科学又は工学系の博物館を2ヶ所以上（ガイド付）

3) 英語のコミュニケーション向上に係る指導

- ・ 現地滞在期間中は毎日、研修生の英語のコミュニケーション能力向上のための指導時間を設けること。

7. 見積もり内容

下記項目について、6名分の見積もり金額を算出すること。

- 1) 国内旅行代金（静岡駅・空港間、特急料金を含む）
- 2) 航空賃（エコノミークラス、現地空港税・国内空港使用料・燃油サーチャージ代等の諸費用を含む）
- 3) 現地空港とホテル間の送迎代
- 4) 上記1～3を除く、研修期間中の移動費用
- 5) ホテル宿泊料金（2名1部屋を2室、1名1部屋を2室、朝夕食代（酒類を除く）、ホリデイインクラス）
- 6) 見学施設入場料金
- 7) 海外旅行保険
- 8) 研修実施費用（研修先大学の受講費用等）
- 9) インストラクター費用
- 10) その他研修実施に伴うすべての費用（渡航前の現地情報提供、研修資料作成費等）

8. 特記事項

- 1) 参加者の安全確保を最優先とし、海外における研修期間中は、インストラクターが引率し、適切な助言、指導、緊急時の対応が行える体制であること。
- 2) 研修期間中は毎日現地状況の報告を行うこと。
- 3) 過去に研修先大学における研修実績を有すること。
- 4) 宿泊先において、電話料金、室内冷蔵庫等の別途請求に係る料金は、個人負担の区分ができること。
- 5) 国内旅行において、新幹線を除く特別急行列車の急行料金（成田エクスプレス等）は個人負担の区分とすること。
- 6) 現地滞在に係る日数は、5日間以上を確保すること。

9. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模： 2,000千円以内

採択件数： 1件